

伊万里市子育て交通支援事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、伊万里市内の鉄道利用促進とマイレール意識の醸成を図るため、伊万里市内にある保育所、幼稚園及び認定こども園（以下「保育所等」という。）が実施する市内の鉄道を利用した活動に係る運賃の一部を補助することとし、その補助金については、伊万里市補助金等交付規則（平成9年規則第9号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところによる。

(補助対象者、補助率等)

第2条 補助対象者は市内の鉄道を利用して遠足や社会科見学などを実施する保育所等とし、補助率は運賃の合計の3分の2の額とする。ただし、算出された額に10円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

2 補助対象経費は保育所等の先生、園児、保護者等が利用する定期列車の運賃とする。

3 保護者等の運賃補助は園児1名に対し1名とする。

4 補助の対象とする路線は次のとおりとし、補助対象区間は市内の乗車駅から大人料金で片道760円以内の区間とする。

(1) JR筑肥線 伊万里唐津間

(2) MR 全線

(申請)

第3条 補助金の交付を受けようとする保育所等（以下「申請団体」という。）は、事前に交付申請書（様式第1号）により伊万里市へ申請を行うものとする。

2 年度内に当該補助金を受けた保育所等は原則申請をすることはできない。

(交付決定)

第4条 市は交付申請書を審査し、適当と認めたときは交付決定通知書（様式第2号）により申請団体へ通知するものとする。

(変更申請)

第5条 申請団体が、交付決定内容等を変更しようとするときは、事前に変更交付申

請書（様式第3号）により市へ変更交付申請を行い、あらかじめ承認を受けるものとする。

（変更交付決定）

第6条 申請団体が、前条の規定により変更申請を行った場合は変更内容を審査し、
適当と認めたときは変更交付決定通知書（様式第4号）により申請団体へ通知する
ものとする。

（実績報告）

第7条 事業が完了した場合は、申請団体は速やかに実績報告書（様式第5号）を市
へ提出するものとする。

2 市は、実績報告書を審査し、適当と認めたときは確定通知書（様式第6号）によ
り申請団体へ通知するものとする。

（支払）

第8条 申請団体は、補助金の交付を受けようとするときは、請求書（様式第7号）
を市へ提出し、市は速やかに交付確定額を支払うものとする。

（その他）

第9条 この要綱に定めるもののほか、必定的事項は、市長がこれを定めるものとす
る。

附 則

この要綱は、令和4年7月8日から施行する。

附 則（令和7年9月19日告示第145号）

この要綱は、告示の日から施行する。